投資主各位

東京都千代田区神田駿河台二丁目3番11号 ヒューリックリート投資法人 執行役員 一寸木 和 朗

第7回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第7回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、本投資主総会へのご出席に代えて書面により議決権を行使することも可能でございます。その場合には、お手数ながら投資主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年5月27日(火曜日)午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)第93条第1項に基づき、現行規約第14条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。なお、本投資主総会に提出される議案はいずれも現行規約同条第2項に規定する議案に該当いたしません。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。)について、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人現行規約抜粋)

現行規約第14条

第14条(みなし替成)

- 1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出 された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当 該議案のいずれをも除く。)について賛成するものとみなす。
- 2. 前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、投信法第104条第1項(執行役員、監督役員及び会計監査人の解任)、第140条(規約の変更)(但し、みなし賛成に関連する規定の制定又は改廃に限る。)、第143条第3号(解散)、第205条第2項(資産の運用に係る委託契約の解約に対する同意)又は第206条第1項(資産の運用に係る委託契約の解約)に係る議案の決議には適用しない。
- 3. 第1項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人のウェブサイトに「第7回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、本投資法人のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。また、本投資法人におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様に対して書面により投資主総会参考書類等をお送りしております。

【本投資法人ウェブサイト】

https://www.hulic-reit.co.jp/ja/ir/meeting.html



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイトにアクセスして、銘柄名(投資法人名)又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」、「投資主総会招集通知/投資主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



敬具

記

1. 時: 2025年 5 月28日(水曜日)午前10時(受付開始 午前 9 時30分)

2. 場 所:東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地

御茶ノ水ソラシティ2階 ソラシティ カンファレンスセンター

(室名ソラシティホールウエスト)

(末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 投資主総会の目的である事項:

決議事項

第1号議案 規約一部変更の件

第2号議案 執行役員1名選任の件

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

第4号議案 監督役員3名選任の件

以上

(お願い)

◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(ご案内)

- ◎ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
- ◎代理人により議決権を行使される場合本投資法人の議決権を有するほかの投資主の方1人を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書用紙と共に会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項を修正する場合の周知方法 電子提供措置事項について修正する必要が生じた場合は、上記のインターネット上の本投資法人のウェブサイト及び東証ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎運用状況報告会

当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるヒューリックリートマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催する予定です。なお、本投資法人の2025年2月期(第22期)の決算説明会動画及び決算説明資料は、インターネット上の本投資法人のウェブサイト(https://www.hulic-reit.co.jp/)にてご覧いただくことができます。

◎お土産

本投資主総会及びその後の運用状況報告会にご出席の投資主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 執行役員及び監督役員の員数について、本投資法人のポートフォリオの収益性や他の上場投資法人における役員人数を考慮して、本投資法人の適正な運営に必要な役員数と役員数の増大による負担との均衡を図るために、上限を設けるように変更するものです(変更案第16条)。
- (2) 上記変更による表現の調整に伴う変更などを行うものです(変更案第9条第1項、第10条、第20条第1項 及び第5項)。
- (3) 信用組合及び信用金庫から融資を受けるにあたり、「中小企業等協同組合法」及び「信用金庫法」に基づく出資を行う必要があることから、かかる出資を行うことができるよう、本投資法人の投資対象にこれらの出資を追加するとともに、これに伴う条項数の調整を行うものです(変更案第29条第3項柱書、同項第10号、第11号及び第12号)。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示します。)

					* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	
現	行	規	約	変	更	案
は当該執行後	と員会の決議に と員が、執行役 らかじめ定め7	基づき執行役 員が <u>2人以上</u>	の定めがある場 員が1人の場合 の場合は役員会 執行役員の1人	合を除き、役員は当該執行役員	資主総会は、法令に5 会の決議に基づき執 が、執行役員が <u>2人</u> 6 定めた順序に従い執行	行役員が1人の場合 の場合は役員会にお
第10条(議長) 本投資法人の投資 当該執行役員が、 てあらかじめ定め たる。但し、議長 においてあらかし 監督役員の1人が	執行役員が <u>2</u> かた順序に従い そたる執行役員 じめ定めた順序	人以上の場合 執行役員の1 に事故がある に従い、ほか	は役員会におい 人が、これに当 場合は、役員会	当該執行役員が、報 らかじめ定めた順序 る。但し、議長たる おいてあらかじめ定	総会の議長は、執行 行役員が <u>2人</u> の場合は 字に従い執行役員の1 執行役員に事故がある めた順序に従い、ほっ に代わるものとする。	は役員会においてあ 人が、これに当た る場合は、役員会に かの執行役員又は監

現 行 規 約

第16条(執行役員及び監督役員の員数)

本投資法人の執行役員は<u>1人以上</u>、監督役員は<u>2人以上</u>(但し、執行役員の数に1を加えた数以上)とする。

第20条 (招集等)

- 1. 役員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が<u>2人以上</u>の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1人がこれを招集する。
- 2.~4. (省略)
- 5. 役員会の議長は、執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が2人以上の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1人がこれに当たるものとし、当該執行役員に欠席又は事故がある場合は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、ほかの執行役員がこれに当たる。但し、全執行役員に欠席又は事故がある場合は、役員会の議長は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、監督役員のうち1人がこれに当たる。

第29条(資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲)

- 1.~2. (省略)
- 3. 本投資法人は、上記のほか、不動産関連資産に付随して 取得が必要又は有用と認められる下記の権利等に投資す ることができる。
- (1) ~(9) (省略)

(新設)

(新設)

- (10) その他不動産関連資産等への投資に付随して取得が 必要又は有用となるその他の権利
- 4. (省略)

第16条(執行役員及び監督役員の員数)

本投資法人の執行役員は<u>2人以下</u>、監督役員は<u>4人以下</u>(但し、執行役員の数に1を加えた数以上)とする。

更

案

第20条(招集等)

変

- 1. 役員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が<u>2人</u>の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1人がこれを招集する。
- 2.~4. (現行どおり)
- 5. 役員会の議長は、執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が2人の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1人がこれに当たるものとし、当該執行役員に欠席又は事故がある場合は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、ほかの執行役員がこれに当たる。但し、全執行役員に欠席又は事故がある場合は、役員会の議長は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、監督役員のうち1人がこれに当たる。

第29条(資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲)

- 1.~2. (現行どおり)
- 3. 本投資法人は、上記のほか、不動産関連資産に付随して <u>又は借入れにあたり、</u>取得が必要又は有用と認められる 下記の権利等に投資することができる。
 - (1) ~(9) (現行どおり)
 - (10) 中小企業等協同組合法に定める出資
 - (11) 信用金庫法に定める出資
 - (12) その他不動産関連資産等への投資に付随して取得が 必要又は有用となるその他の権利
- 4. (現行どおり)

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員一寸木和朗は、2025年5月31日をもって任期満了となります。これにより、2025年6月1日付で執行役員1名の選任をお願いするものであります。本議案における執行役員の任期は、就任する2025年6月1日より2年間となります。

なお、本議案は、2025年4月17日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出されたものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	略 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 並 び に 本 投 資 法 人 に お け る 地 位 及 び 担 当	保有する 本投資法人の 投資口数
ちょっき かげ あき 一寸木 和 朗 (1963年1月7日)	1985年4月 株式会社富士銀行(現 株式会社みずほ銀行) 入行 2004年5月 株式会社みずほコーポレート銀行(現 株式会社みずほ銀行) A L M部 次長 2009年4月 みずほ証券株式会社 金融市場グループ 副グループ長 2011年4月 株式会社みずほコーポレート銀行(現 株式会社みずほ銀行) 兜町証券営業部長 2013年4月 ヒューリック株式会社出向 2013年5月 ヒューリックリートマネジメント株式会社出向 2013年7月 同社出向 取締役 2013年8月 同社出向 取締役 企画・管理部長 2014年1月 同社 取締役 企画・管理部長 2019年2月 同社 常務取締役 企画・管理部長 2019年3月 同社 常務取締役 CFO 企画管理本部長兼経営管理部長 2020年4月 同社 取締役副社長 CFO 企画管理本部長兼経営管理部長 2021年2月 同社 代表取締役社長(現任)	51 □

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているヒューリックリートマネジメント株式会社の代表取 締役社長です。
- ・上記執行役員候補者と本投資法人の間には、上記を除き特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。
- ・上記執行役員候補者は、持投資口会制度を利用することにより、本投資法人の投資口を51口(1口未満切り捨て)保有しております。なお、保有する本投資法人の投資口数は2025年3月末日現在の状況を記載しております。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資 法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び 争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により塡補することとしております。上記執行役員候補者は、現在、執行 役員として当該保険契約の被保険者に含められております。上記執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、引き続 き、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度 締結する予定です。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、2025年6月1日付で補欠執行役員 1名の選任をお願いするものであります。本議案における補欠執行役員選任にかかる決議が効力を有する期間 は、本投資法人規約第17条第3項の定めに基づき、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとしま す。

なお、本議案は、2025年4月17日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出されたものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	保有する 本投資法人の 投資口数
**5 ば ひろ し 待 場 弘 史 (1973年8月25日)	1996年4月 キヤノンコピア販売株式会社(現 キヤノンシステムアンドサポート株式会社) 入社 1997年3月 アイ・エヌ・エイひまわり生命保険株式会社(現 SOMPOひまわり生命保険株式会社) 2000年9月 オリックス株式会社 2012年10月 オリックス・アセットマネジメント株式会社出向2014年6月 ヒューリック株式会社ヒューリックリートマネジメント株式会社出向企画・管理部参事役 2017年7月 同社出向 企画・管理部 副部長2019年3月 同社出向 財務企画部長2021年2月 同社出向 企画管理本部長CFO兼財務企画部長2023年2月 同社出向 取締役CFO 企画管理本部長兼財務企画部長2023年3月 同社 取締役CFO 企画管理本部長兼財務企画部長(現任)	14□

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているヒューリックリートマネジメント株式会社の取締役CFO 企画管理本部長兼財務企画部長です。
- ・上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、上記を除き特別の利害関係はありません。
- ・上記補欠執行役員候補者は、現在、本投資法人の補欠執行役員です。
- ・上記補欠執行役員候補者は、持投資口会制度を利用すること等により、本投資法人の投資口を14口(1口未満切り捨て)保 有しております。なお、保有する本投資法人の投資口数は2025年3月末日現在の状況を記載しております。
- ・なお、本議案において選任される補欠執行役員については、その就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取 消しを行う場合があります。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資 法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び 争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により塡補することとしております。上記補欠執行役員候補者が執行役員 に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同 内容の契約を再度締結する予定です。

第4号議案 監督役員3名選任の件

監督役員中村里佳、冨岡孝幸及び木下典子の3名は、2025年5月31日をもって任期満了となります。これにより、2025年6月1日付で監督役員3名の選任をお願いするものであります。本議案における監督役員の任期は、就任する2025年6月1日より2年間となります。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 並 び に 本 投 資 法 人 に お け る 地 位	保有する 本投資法人の 投資口数
1	なか むら り か 中 村 里 佳 (1963年6月1日)	1986年10月 監査法人中央会計事務所 入所 1999年4月 株式会社さくら綜合事務所 2000年12月 有限会社東京エスピーシーサービシーズ 取締役(現任) 2004年9月 ニューシティ・レジデンス投資法人(現 大和ハウスリート投資法人) 監督役員 2008年9月 株式会社さくら綜合事務所 取締役 2016年6月 株式会社新都市ライフホールディングス 社外監査役(現任) 2017年3月 株式会社さくら綜合事務所 代表取締役 2020年6月 ヒューリックリート投資法人 監督役員(現任) 2021年6月 ヒューリックリート投資法人 監督役員(現任)	0 П
2	とみ おか たか ゆき 冨 岡 孝 幸 (1976年9月29日)	2000年10月弁護士登録2000年10月岩田合同法律事務所 入所2014年2月島田法律事務所 入所2016年1月島田法律事務所 パートナー (現任)2023年6月ヒューリックリート投資法人 監督役員 (現任)	0 П

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況並びに本投資法人における地位	保有する 本投資法人の 投資口数
3	きの した のり こ 木 下 典 子 (1964年10月12日)	1987年4月 日本電気ホームエレクトロニクス株式会社(現 NEC ネクサソリューションズ株式会社) 入社 2005年11月 ケイアイ不動産鑑定株式会社 2007年3月 株式会社アースアプレイザル 2009年4月 不動産鑑定士登録 2012年6月 国土交通省 地価公示鑑定評価員(現任) 2012年10月 東京国税局 相続税路線価鑑定評価員 2016年1月 木下典子不動産鑑定事務所 2018年4月 東京都固定資産評価審査委員会 委員 2018年10月 東京簡易裁判所 民事調停委員(現任) 2019年4月 東京都 地価調査鑑定評価員(現任) 2020年3月 株式会社みなとシティアプレイザル 代表取締役(現任) 2020年4月 東京地方裁判所 鑑定委員(現任) 2021年6月 公益社団法人東京都不動産鑑定士協会 理事(現任) 2023年6月 ヒューリックリート投資法人 監督役員(現任)	0 П

- ・上記監督役員候補者と本投資法人の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者は、いずれも、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資 法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び 争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により塡補することとしております。上記監督役員候補者は、いずれも、 現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含められております。上記監督役員候補者が監督役員に就任した場合に は、いずれも、引き続き、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際に は、同内容の契約を再度締結する予定です。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、本投資法人規約第14条第2項に規定する議案があるときは、当該議案には、投信法第93条第1項、本投資法人規約第14条第1項及び第3項に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。また、本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項、本投資法人規約第14条第1項及び第3項に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。

なお、上記第1号議案から第4号議案までにつきましては、いずれも本投資法人規約第14条第2項に規定する議案には該当せず、かつ、相反する趣旨の議案には該当しません。

以上

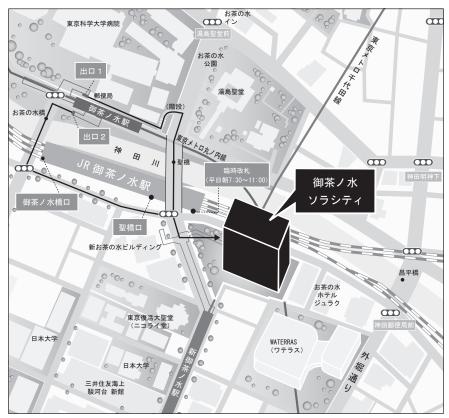
(メモ欄)	

.....

第7回投資主総会会場ご案内図

東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地 御茶ノ水ソラシティ2階 ソラシティ カンファレンスセンター (室名ソラシティホールウエスト)

電話:03-6206-4855



JR中央線・総武線 「御茶ノ水」駅 東京メトロ千代田線 「新御茶ノ水」駅 東京メトロ丸ノ内線 「御茶ノ水」駅

「御茶ノ水」駅 聖橋口から 徒歩1分 「新御茶ノ水」駅 B2出口【直結】 「御茶ノ水」駅 出口1から 徒歩4分(階段を上って

出口1から 徒歩4分(階段を上って聖橋) 出口2から 徒歩4分(お茶の水橋)

なお、当日は、駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご 遠慮くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資主総会及びその後の運用状況報告会にご出席の投資主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。